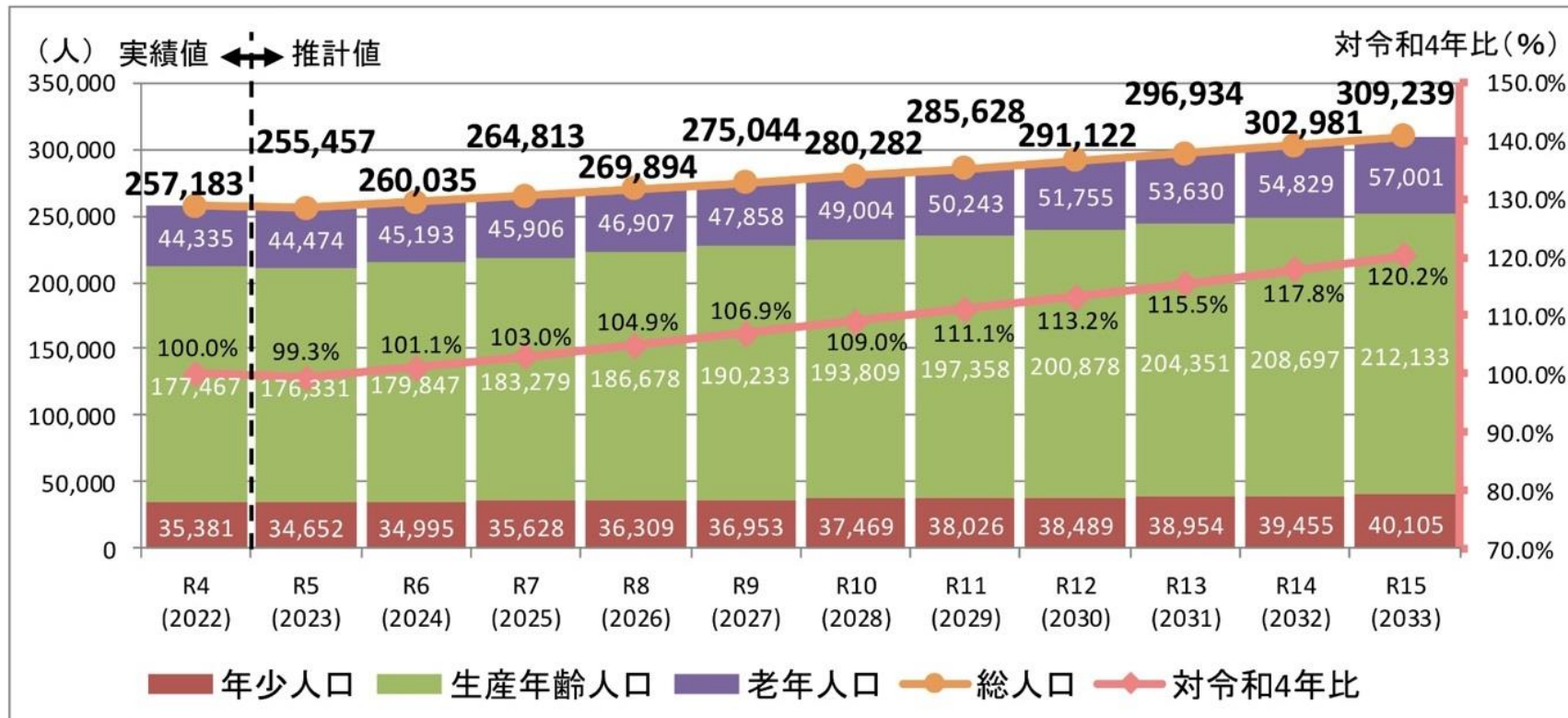


(1) 推計結果

ア 総人口（日本人+外国人）

令和5年に255,457人で対前年比1,726人の減となり、令和15年には309,239人に達し、対令和4年比は120.2%となる見込みです。





犯罪などの被害にあうと、からだやこころを傷つけられるだけでなく、捜査や裁判のこと、お金のことなど、さまざまな問題を抱え、いつもどおりの生活をおくることが難しくなってしまうことがあります。

自分や家族だけで抱えないで、
ご相談ください

このリーフレットは、犯罪等による被害にあわれた方が、必要な支援を受けられるよう、東京都の相談窓口や支援策をご案内するものです。

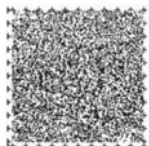
東京都の相談窓口にご相談いただき、一定の要件に当てはまる場合は、リーフレットに記載された見舞金給付などの支援を受けることができます。

詳しくは、裏面をご覧ください。

その他の主な事業

- ・被害者等支援専門員による支援
- ・「Tokyo 被害者支援ノート」の配布
- ・被害者の方々の置かれている状況の理解促進
(犯罪被害者週間行事、啓発動画など)

東京都の犯罪被害者等支援事業についてはホームページでもご覧いただけます



東京都 犯罪被害 検索



まずはお電話ください

相談無料です



犯罪被害者等の支援を専門とする相談員が、様々な不安や問題などの相談を受け付けます。その後、必要に応じて、面接相談（要予約）や各種支援を行います。

【犯罪被害全般に関する相談窓口】

犯罪被害者等のための
東京都総合相談窓口

受付時間 月・木・金 9:30～17:30
火・水 9:30～19:00
※祝日、年末年始を除く

相談電話 ☎ 03-5287-3336

<http://www.shien.or.jp>



東京都と公益社団法人被害者支援都民センター（東京都公安委員会指定の犯罪被害者等早期援助団体）が設置する相談窓口です。

【性犯罪・性暴力専用の相談窓口】

東京都性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター

受付時間 24時間365日

相談電話 ☎ 03-5607-0799

はやくワンストップ (全国共通)
または #8891 (ダイヤル)

<https://sarc-tokyo.org>



東京都と特定非営利活動法人性暴力救援センター・東京(SARC 東京)が設置する相談窓口です。

東京都による犯罪被害者等支援事業のご案内

犯罪等による
被害にあわれた方へ

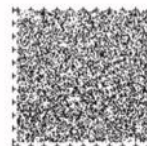


ひとりで悩まないで、ご相談ください
被害から回復するためのお手伝いをします

東京都の取組

東京都は、犯罪被害にあわれた方とそのご家族・ご遺族の方への支援の取組を、社会全体でより一層進めていくため、令和2年3月に「東京都犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

犯罪等により受けた被害を回復又は軽減し、安心して暮らすことができるよう、区市町村や民間団体等と連携し、さまざまな支援を実施しています。



東京都による犯罪被害者等への主な支援事業

それぞれ必要な要件があります。詳しくは各相談窓口にお問合せください。申請には、被害届などにより被害にあった事実を確認できる必要があります。

① 見舞金の支給

犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円

主な要件

- ・殺人、傷害などの犯罪(過失を除く)により被害を受けた方の遺族、重傷病となった都民
- ・重傷病の場合、医療機関における治療に1か月以上かつ入院3日以上を要したこと
- ・令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害であること
- ・犯罪発生の日から1年以内に東京都に申出があること



② 転居費用の助成 ※引っ越し業者などへの支払い後に申請できます。

犯罪被害により今までの住居に住むことが困難となった場合に、転居等の費用を助成します。

- 転居等の実費のうち最大20万円まで

主な要件

- ・殺人、傷害、性犯罪などの犯罪(過失を除く)により被害を受けた都民、同居していた遺族
- ・自宅や自宅付近で被害を受け、自宅に住み続けることが困難になったこと
- ・令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害であること
- ・犯罪発生の日から1年以内に東京都に申出があること



③ 無料法律相談

犯罪被害によって生じる法律問題について、弁護士が直接電話に対応し、その後、必要に応じて面接による相談ができます。

- 面接相談 最大1時間30分まで無料

主な要件

- ・犯罪被害を受けた都民やその親族
- ・都内で発生した犯罪による被害を受けた都内在勤または在学の方やその親族
- ・令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害であること



④ 被害者参加制度における弁護士費用の助成 ※弁護士への支払い後に申請できます。

刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に、弁護士費用(着手金)を助成します。

- 弁護士費用(着手金)のうち最大10万円まで

主な要件

- ・都内で発生した犯罪(過失を除く)による被害を受けた都民やその親族で、被害者参加制度の許可を受けている方(被害者参加人のための国選弁護制度に該当せず、東京都が定める資力要件を満たしていること)
- ・令和3年4月1日以降に発生した犯罪被害であること



犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口 (被害者支援都民センター)

受付時間 月・木・金 9:30~17:30
火・水 9:30~19:00
※祝日、年末年始を除く

相談電話 ☎ 03-5287-3336

弁護士会 犯罪被害者支援センター までご連絡ください

受付時間 月~金 11:00~16:00
※祝日、年末年始を除く

相談電話 ☎ 03-3581-6666

<https://www.horitsu-sodan.jp/soudan/hanzai.html>

※詳しくは、法律相談センター(犯罪被害に関する相談)のご案内ページをご覧ください。



東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が共同で設置する電話相談窓口です。弁護士が直接対応し、まずは電話相談(30分程度)を行います。その後、必要に応じて面接相談を受けることができます。いずれも無料。

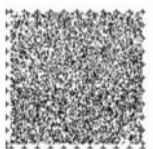
※制度内容に関することは
東京都 総務局 被害者支援連携担当

☎ 03-5388-2589

までご連絡ください

※性犯罪・性暴力による被害を受けた方は、これらの支援事業のほか、医療費・カウンセリング費用助成など別の支援を受けられる場合があります。詳しくは、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターまでご相談ください。

その他にも相談支援を行っています ※詳しくはご相談ください。各相談窓口については裏面をご覧ください。



相談・情報提供

犯罪被害による様々な不安や問題などの電話相談に応じるほか、必要に応じて面接による相談(予約制)も行います。

精神的被害への支援

犯罪被害により受けた精神的被害からの回復のため、精神科医や心理師によるカウンセリングを行います。

捜査・裁判等への付添い

事情聴取、裁判への参加・傍聴などにより、裁判所、検察庁、病院、警察署などに行くとき、相談員による付添いを行います。

